東京都

介護事業所が各受入れ制度の趣旨に沿って外国人介護従事者を円滑に受け入れられるよう支援します！

令和６年度　外国人介護従事者受入れ環境整備等事業

受入れの検討・準備の支援

1. 外国人介護従事者受入れセミナー
2. 外国人介護従事者指導担当職員向け研修
3. 外国人介護従事者受入れ相談会

令和６年度新規事業！

4. 受入れ調整機関活用経費補助金

受入れ期間の支援

5. 介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業
6. 介護施設等による留学生受入れ支援事業
7. 経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者受入れ支援事業
8. 外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業

令和６年度新規事業！

9. 特定技能制度に基づく外国人介護従事者の受入れ支援事業

◇ スケジュール(予定)

※スケジュールは今後変更の可能性がありますので、ご了承ください。

事業	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌年度 4月	翌年度 5月
①		セミナー開催					セミナー開催						
②							研修実施						
③						相談	相談						
④ ⑤							交付申請				実績報告		交付
⑥								交付申請			実績報告		交付
⑦									交付申請		実績報告		交付
⑧ ⑨						交付申請					実績報告		交付

◇ 対象事業所

⑥～⑨は訪問系対象外（下記注３）

サービスの種類				
訪問介護	通所介護	（介護予防）特定施設入居者生活介護	（介護予防）認知症対応型通所介護	介護福祉施設サービス
（介護予防）訪問入浴介護	（介護予防）短期入所生活介護	（介護予防）小規模多機能型居宅介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護老人保健施設サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	（介護予防）短期入所療養介護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護医療院サービス
夜間対応型訪問介護	（介護予防）通所リハビリテーション	（介護予防）認知症対応型共同生活介護	地域密着型通所介護	

（注１）①～⑨共通：都内に所在する事業所とする。
（注２）①～⑨共通：介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。
（注３）⑥～⑨：訪問系サービスは対象外とする。
（注４）⑦：上記の他、経済連携協定に基づき、外国人介護福祉士候補者を受け入れ、一定要件を満たす施設等も対象
上記（注１）～（注４）以外の条件もございます。詳細は、各事業の要綱をご確認ください。

1 外国人介護従事者受入れセミナー

外国人介護従事者の 受入れ制度に関する知識や円滑な受入れに必要なノウハウ等を提供するためのセミナーを開催
【対　象】 都内介護サービス事業者の責任者等（例　経営者、施設長）
【内容例】 制度･法令関係、受入れの体制づくり、事例の紹介（受入れ体制整備例）

2 外国人介護従事者指導担当職員向け研修

外国人介護従事者に対する指導のポイント、その他生活面での配慮等について研修を実施
【対　象】 都内介護サービス事業者における外国人介護従事者の指導担当職員（予定者を含む。）
【内容例】 介護業務に関する指導･教育、日本での生活に対する支援、事例の紹介（指導･教育、生活支援例）

3 外国人介護従事者受入れ相談会

外国人介護従事者の受入れに必要な具体的なノウハウ等を提供するための個別相談会を実施
【対　象】 都内介護サービス事業者の責任者等（例　経営者、施設長）
【内容例】 受入れ前の準備事項･体制整備、外国人介護従事者の指導方法、必要な生活支援等

4 受入れ調整機関活用経費補助

令和６年度新規事業！

特定技能外国人又は留学生を雇用するために、登録支援機関や職業紹介事業者等の外国人介護従事者の受入れ調整に関係する機関等を活用する場合に、受入れ調整機関に支払う人材紹介料の一部を補助
【補助基準額】 対象者1人当たり30万円〔補助率：1/2〕
※ただし、外国人介護従事者活躍支援事業における海外向け情報提供サイトに求人情報を掲載した介護施設においては、補助率2/3

5 介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業

介護保険施設等が、外国人介護職員と日本人職員や介護サービス利用者等との円滑なコミュニケーション支援のための事業を実施する場合に、経費の一部を補助
【補助基準額】 1事業所あたり30万円〔補助率:2/3〕

6 介護施設等による留学生受入れ支援事業

介護保険施設等が留学生を雇用し、学費等を支給する場合に、支給に要する経費の一部を補助
【補助基準額】 ※①から⑤のいずれかのみの申請も可
①学費:5万円(月額) ②介護福祉士養成施設入学金:20万円(1回限り) ③就職準備金:20万円(1回限り)
④国家試験受験対策費用:4万円(1回限り) ⑤居住費:3万円(月額)〔補助率：1/2〕

7 経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者受入れ支援事業

経済連携協定(EPA)に基づき外国人介護福祉士候補者を受け入れる介護保険施設等が、候補者の介護福祉士国家資格取得を目的として実施した、日本語学習等に要する経費の一部を補助
【補助基準額】 対象者1人当たり100万円〔補助率:10/10〕 ※受入施設の設置主体が区市町村の場合は補助基準額が異なります。

8 外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業

外国人技能実習制度に基づき技能実習生を受け入れる介護保険施設等が、技能実習に要する経費の一部を補助
※技能実習生は、入国1年目～3年目(技能実習1号及び2号）の者が対象
【補助基準額】 対象者1人当たり67万円〔補助率:1/2〕

9 特定技能制度に基づく外国人介護従事者の受入れ支援事業

令和６年度新規事業！

特定技能制度に基づき外国人介護従事者を受け入れる介護保険施設等が、特定技能外国人の日本語学習や介護分野の専門知識の学習等に要する経費を負担する場合に、経費の一部を補助
【補助基準額】 対象者1人当たり67万円〔補助率:1/2〕

書類提出先・問合せ先

☐ **外国人介護従事者受入れ環境整備等事業に関すること**
公益財団法人東京都福祉保健財団　人材養成部　介護人材養成室　外国人介護人材担当
TEL：03-3344-8627 (月)～(金)　9:00～17:30 HP：https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/

☐ **各受入制度（経済連携協定、外国人技能実習制度、在留資格「介護」、特定技能制度等）に関すること**
各制度所管の担当窓口に直接お問い合わせください。